

## 第 71 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 5 月 11 日（金） 9：40～11：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋部会長（司会）、磯部構成員、伊藤構成員、勢一構成員、野村構成員

〔政府〕大村内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（地方三団体及び関係府省からのヒアリング）

関係者からの提出資料の説明の後、意見交換を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 2：放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）詳細な調査により、「従うべき基準」の見直しに向けた一定の方向性が出たものと思料。様々な形で放課後児童クラブにおける基準の柔軟化を求めている地方のニーズが高いことが確認できたため、ぜひ閣議決定に沿って参酌化していただきたい。

（厚生労働省）当省が目指すべきものは、いかなる地域であってもそれぞれのニーズに応じた放課後児童クラブの実施を求めていくことと、安全・安心の面で利用者の理解が得られるようにすることと、その両立を図っていくことである。調査で明らかになった様々なニーズを満たすため、「従うべき基準」の中でどこまで柔軟化できるのか、あるいは参酌化することが適当なのか、参酌化した場合においても、必要な部分をどのような形で担保できるのか等、今の時点では幅広く考えさせていただきたい。

（伊藤構成員）今回の調査で地方のニーズの多様性と、地方が非常に切迫した状況に置かれていることが確認できた。今までどおり「従うべき基準」という形で画一的にやるというよりも、それぞれの地方公共団体のニーズや状況に応じ、参酌化することも考えられるのではないか。

（厚生労働省）今回の調査、あるいは本日伺ったそれぞれの自治体の声などをきちんと反映しながら、これから真摯に検討させていただきたい。

（野村構成員）放課後児童支援員になるための前提となる資格があり、認定資格研修があり、そして人員配置基準があるわけだが、まず、前提となる資格についても緩和すべきというお考えか、高知県知事、江別市長、葦王町長にお伺いしたい。また、人員配置基準については、先ほどのお話では、補助員で代替することを相当イメージされているように思うが、その点はどうか。

（高知県（全国知事会）尾崎知事）この前提となる資格だが、果たして〇〇士という資格が本当に必要だろうかということもあるのではないか。事実上、地域の中で子育て経験も大変豊富で、地域の子どものこともよく知っていて、人望のある方がいらっしゃる場合、恐らく、昨日今日おいでになった〇〇士という資格保有者の方よりも、そのような方にお任せする方が安心だとおっしゃる地域の保護者の方々もいるのではないか。今、一定期間従事した者という形で前提となる資格としているが、一定期間従事していなくても、十分子育て経験のある方で、例えば安全を確保するために放課後児童クラブの業務に従事する当初の段階では誰かと一緒に業務に当たり、その中で一定の実績が認められたら正式に放課後児童支援員として認定するとか、そういう柔軟なやり方もあるのではないか。人員の数について、補助員で代替するというやり方もあるだろうと思うが、やはり 2 人ということについて、ある程度意味があると思われる。例えば子どもの数が幾ら少なくても、1 人の子どもに非常に大変な事態が起こった場合、病院に連れていかなければならないとか、付き添わなければならないとかということが出てくる。そのときに、ほかの子どもたちは誰が見ているのだということになる。これは危機管理の基本として 2 人 1 組で対応するという考え方は分からないわけではない。ただ、その 2 人が常時いないといけないかということ、必ずしもそうではなくて、いざとなったら 2 人体制にすることができるようにしておけばいい。いわゆる機動的に対応できる体制ができていけばいいのであって、そういう観点からは、いざというときにすぐに近隣から応援が駆け付けられる体制があればいい。そういう考え方もあるのではないか。田舎はむしろ、私が申し上げたよ

うなパターンというのが結構あるのではないかと、そういうニーズが多いのではないかと、そのように考えている。

(江別市(全国市長会)三好市長) 資格の問題は、地域によって大きく変わってくるのではないと思う。例えば今、尾崎知事からお話があったが、顔見知り子どもたちがたくさんいる放課後児童クラブであれば、どういう子どもたちなのか、どういう情勢なのか、どういう家庭なのか、皆分かっている。したがって、そこでは資格が物を言うのではなくて、やはり顔見知りと、地域と一緒に育てるといような意識の高いところは、それはそれで一つの方策ではないか。しかしながら、ある程度の児童数が増えくると、前提となる資格を持って様々な教育に繋げていくことが必要と思われる。ただし、その資格が保育士や教員でなければならないことについては、いろいろ考えるところがあるのではないかと。ほかの資格を持ってでも、補充して研修を受けて資質を高めていくということも検討していただく必要があるのと考えられる。人数の問題については、やはり基本的には何かあったときの緊急・応急対応ができる体制にあるかどうか重要であるため、その連携をとれるような仕組みづくり、これが2人ということであれば2人になるであろうし、その地域と施設との連携で対応ができるといったものも考慮する必要があるのではないかと。

(蔵王町(全国町村会)村上町長) 当町の場合は放課後児童クラブを町が直営しているが、正職員を入れ、補助を2名、計3人体制で実施している。いろいろな資格を取得するにしても、一斉に資格を取得することはなかなか難しい。研修を受けて資格を取らせるのは、せいぜい年に2人くらいが精一杯だと思料。

(野村構成員) もともと、この何々士という資格は、放課後児童支援員のためにつくられた資格ではない。要するに保育士とか、教員資格とかというのは、放課後児童支援員の資格に近いということで、指定されているに過ぎない。もちろん、こうした資格は大切であるが、逆に言えば、放課後児童支援員にぴったりと当てはまる資格というものは実はなくて、それぞれ足りない部分があり、また、そこをはみ出た部分もやらなければならない。そうした観点で広く見ると、高知県知事がおっしゃったように、その資格とは違うところに適材の人がいるという可能性もある。そうすると、もともとこの資格要件というのは参酌すべきものであって、これを「従うべき基準」とするということ自体に非常に違和感がある。この何々士等を資格にすることについて、それぞれに資格は重要であるとしても、「従うべき基準」にしておくことの合理性がそもそもないように感じている。

(厚生労働省) 確かに野村構成員がおっしゃるように、今、求めている資格は、それぞれ個々の用途に応じて細かくカスタマイズされているわけではない。やはり一定の資格という形で、外形的にも経験則以上にきちっと身につけていることが担保されていることが必要であるというのは基本だろうと思うが、それをどういう形で、先ほどの人数の話も含めてやり繰りするの、あるいは担保をするのかということについては、すべての地域で放課後児童クラブを展開するために、現場としていろいろな困難、あるいは工夫があるということならば、そこも含めて御議論を今後させていただきたい。

(野村構成員) 研修もさることながら、資格要件がハードルを上げています。何をどこまで参酌化するかについて、資格要件のことも十分に考慮していただきたい。

(高橋部会長) 資格要件については児童厚生員や子育て支援員研修修了者にまで拡大を求めるなど様々な声があって、そこをぜひ御検討いただきたい。さらに言うと、緊急時対応や研修のあり方についても、地方公共団体にも多様な形態、地域の特殊性があるため、これを全部「従うべき基準」で事細かに規定するとキリがない。そのところを参酌化ということで、厚生労働省には柔軟に受け止め、御検討いただきたいと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 今の部会長の御発言も含めて、これからよくよく検討、議論させていただきたい。制度を作っている者として、どういう形でどこまでを国として担保すべきかということが究極の議論であり、その中で地域の実情に応じて、どこまでの幅、柔軟性をそれぞれの地域で運営を確保するために持たせるかというのが、まさに部会長のおっしゃったようなところだと思料。

(高橋部会長) 地域全体で放課後事業を実施している場合、実際に地域住民の声が直に地方公共団体に入るため、参酌化しても地方公共団体が危ない運営をするわけがない。やはり地域の住民に直接、運営責任を負っているのが地方公共団体。市町村というのはもっとも住民に身近な地方公共団体だということを踏まえて、参酌化するときにどういうことが可能なのか、どういう措置が必要なのかということを実際に御検討いただきたい。

(厚生労働省) まさに閣議決定が求めているのはそういう検討だと思う。「従うべき基準」の中でどのようなアプローチがあるのか、あるいは参酌化という形で、ノールールではなくて、ある程度きちっと外形的にやれる方策があるのか、というところについては、引き続き幅広く研究・検討し、議論させていただきたい。

(勢一構成員) 基準が決まっている制度というのは安定感があるが、あまりに硬直してしまうとニーズに応えられない地方公共団体が出てくる。特に働き方改革による生活スタイルの変化や人口減少など、それらの変化に地方公共団体が遅滞なく対応できるようにするためには、毎回臨時的措置を重ねていくことは制度のあり方として良くないのではないかと。地方が先を見通しながら体制を維持していけるようにするため、参酌基準にしていくことを考えていただくようぜひ重ねてお願いしたい。

(高橋部会長) 参酌化も含めて閣議決定どおりに検討するという御回答をいただいたが、検討のスケジュールについてどのようにお考えか。

(厚生労働省) 閣議決定は確か平成30年度中の結論となっていたかと思うので、そこからの運びについては、まさにこの会議、あるいは地方分権改革推進室の事務局などのお話も伺いながら、検討スケジュール、ペースを上げて精力的にやって参りたい。2月のときに私どもがお伺いした話からすると、夏ごろをめどに一定の考え方が整理できるようなスケジュール感と伺っていた。夏というのも、今、ゴールデンウィークが明けたため、これからどのくらいのお時間をいただけるのかというのは具体的に承知をしていないが、地方分権改革推進室の事務局、あるいは部会長のお考えも伺いながら、きちっとそれに間に合うように議論をさせていただきたい。逆にその前に幾つかの御議論をさせていただく必要があれば、それから逆算して必要な作業をさせていただきたい。

(高橋部会長) ちなみに、社会保障審議会児童部会の放課後児童対策に関する専門委員会では、現在中間取りまとめに向けて議論されていると承知しているが、今回の本専門部会で議論された視点を十分踏まえた中間取りまとめになるという方向でよろしいか。

(厚生労働省) 放課後児童クラブ全体のニーズの上振れ、あるいは現在どういうクラブが求められているのかということをお議論いただいている専門委員会の中で、地方分権の閣議決定に係る部分については、地方分権の場において御議論いただくことを専門委員会にお伝えした上で議論させていただいている。それぞれのスケジュールでも齟齬がないように運営している。

(高橋部会長) どこの部分について参酌化、少なくともここは参酌化できるといったことを今の段階では回答することは難しいか。

(厚生労働省) 今回の調査を受けとめて、様々な議論を行う時間はいただきたい。

(高橋部会長) 閣議決定そのものは参酌化を検討していただく内容となっている上、元々は地方公共団体が先行して実施していたものが、制度化されたときに「従うべき基準」化されたという、イレギュラーな経緯もある。ここは参酌化の方向でぜひ御検討いただきたいということで改めてお願いしたい。

本日の放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の見直しについてのヒアリングはここまでとして提案検討専門部会を閉会する。厚生労働省におかれては、引き続き対応を御検討いただき、次回の会合は、事務局と調整の上、開催することとする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)